

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02045

研究課題名（和文）ドイツの国籍政策と国民的自己理解の変容 国籍法改定後の20年間

研究課題名（英文）Citizenship policy and the transformation of national self-understanding in Germany: 20 years after the citizenship reform

研究代表者

佐藤 成基 (Sato, Shigeki)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：90292466

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：この20年間、ドイツの国籍政策の「リベラル」化は進んだ。外国人の国籍取得は以前よりも容易になったが、その一方でドイツ語能力やドイツ社会への知識、憲法への忠誠など、帰化の基準が明確化されるようになった。2015年以降の国籍をめぐる最大の論争点は複数国籍である。複数国籍の原則容認に反対する保守派はドイツ国家への単一の帰属意志を求めるのに対し、それに賛成するリベラル派は多様性や選択の自由を尊重する。現在のドイツにおいて、急進右翼勢力を除けば、血統原理への回帰を主張している勢力は存在せず、複数国籍反対派も容認派もともに「シヴィック」な国民概念を前提にした移民の「国民化」を支持している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本同様に全面的な血統原理を採用していたドイツの国籍法は1999年に改定され、出生地原理を導入するようになった。同時に、それまでの「移民国でない」という公式の標語から決別し、移民の統合を積極的に行い、また、2015年以後は難民を多数受け入れるようになっている。そのようななか、ドイツの国籍法や国籍政策がどう変化したのか、「移民国」へと転換しつつあるドイツの国民的自己理解はどう変化してきたのかをこの研究では調査した。それは、グローバル化のなかで国籍が持つ意味を明らかにする研究でもある。

研究成果の概要（英文）：Over the past two decades, Germany's citizenship policy has become more "liberal". While it is now easier for foreigners to acquire the German citizenship than ever before, the requirements for naturalization, such as proof of German language proficiency, passing a naturalization test, the obligation to take an oath to the Constitution, etc. are now more clearly defined. Since 2015, the biggest point of controversy regarding citizenship has been the issue of multiple citizenship. Conservatives who oppose its general acceptance demand a single and indivisible will of belonging to the nation, while left-liberals who favor it seek to respect diversity and freedom of choice. But both sides support the "integration" of immigrants into the German society on the basis of "civic" concept of nationhood. In Germany today, except for radical right-wing forces, there are no forces advocating a return to jus sanguinis (the principle of blood).

Translated with [www.DeepL.com/Translator](http://www.DeepL.com/Translator) (free version)

研究分野：社会学

キーワード：国籍 ネーション 国民国家 シティズンシップ ドイツ 帰化 複数国籍 血統原理

## 1. 研究開始当初の背景

1999年にドイツは、帝政末期の1913年に制定されて以来、大きな改定がなされずに存続してきた国籍法(正式名称は「帝国籍および国家籍の法」)を改定した。この改定は、複数国籍を全般的に容認はしなかったが、国籍取得の方法として出生地原理を導入したもので、長らく血統原理のみを主要原理としてきたドイツ国籍にとって歴史的な変革であった。またそれは、「ドイツ連邦共和国は移民国でない」と標榜してきたドイツが、次第に「移民国」としての体裁をとる国家へと転換する一つの大きな画期でもあった。

2020年は、この新しい国籍法が施行されてからちょうど20年となる。では、改定以来の20年間、ドイツの新しい国籍法がどのように運用されてきたのかが問題となる。本研究の関心の出発点となる時代的背景は、そのような点にある。

そこから発する問いとして、以下のようなものがある。帰化政策を中心とする国籍政策はどのように変化してきたのか、また、国籍法それ自体にどのような更なる改定がなされたのか。その際、どのような問題が、どのような理由で争点になったのか。さらに、1999年以降の国籍法や国籍政策の変化が、ドイツの国民的自己理解(ナショナル・アイデンティティ)のあり方とどう関連しているのか。この研究は、それらの問題を検討し、考察することを課題にしている。また、過去20年の変化を振り返りながら、その変化を19世紀以来のドイツの国籍法の歴史全体の中に位置づけ、ドイツの国籍法の特質(例えば、出生による国籍取得の方法としての血統原理を長らく採用してきたことや、複数国籍への対応の仕方など)を捉え直すこと、さらには国籍という制度それ自体の意義を問い直すことも可能であると考えられた。

## 2. 研究の目的

(1) まずは、1999年以後のドイツの国籍に関する制度や政策(国籍法それ自体を含め)の変化について、歴史的事実を追うということ、また、その変化をめぐって国内でどのような議論が交わされたのかということを検討することが最初の課題である。

(2) (1)を踏まえながら、結局のところ、ドイツの国籍は外国人に対して「開かれた」(つまり、外国人がドイツ国籍を取りやすい「リベラル」なもの)になっているのかどうかという問題である。出生地原理の導入それ自体は、外国人の子供が自動的にドイツ国籍を取得する制度だが、それがかえって他の側面での「閉鎖化」を招いてはいないかということも併せて検討する。

(3) 国籍法の改定は将来的にドイツ国民の人口構成にも大きな変化をもたらす。そのため、「ドイツ国民」とは何なのか、ドイツの国家に帰属するとは何を意味するのか、などという国民的自己理解(ドイツ国民がドイツ国民をどのようなものと理解しているのかということ、ナショナル・アイデンティティ)と言い換えることも可能)の問題とも深く関連し合う。国民的自己理解は、1999年の国籍法改定の際の議論にも明瞭に表明されていたが、それが実際に改定された後、どのように変化していったのか。当研究の代表者は、2006~2009年の科研費「基盤(C)」の補助金を得た研究「ドイツの国籍法改正とナショナル・アイデンティティ」においてこの問題を検討した。そこでは、1999年改定時のかかなり以前から、改定に反対していた保守派の間ですら、ドイツ国民を純粋に「民族的」なドイツ人のみからなる「血統共同体」とみなす「エスニック」な自己理解からは脱して、すでに「シヴィック」な(共通の政治的意志や忠誠心に基づく「市民」の共同体としての)国民理解へと転換していたことを指摘した。それが2000年以後、移民の「統合」をめぐる国民的論争、2015年の「難民危機」、反移民的な急進右翼政党(AfD)の台頭、専門職移民の受け入れ拡大などのなかでどのように変化したのかを検討し、その変容過程のメカニズムについて考察する。

(4) 1999年の改定時に最大の争点となった複数国籍容認をめぐる問題は、その後どうなったのか。依然として容認に対する抵抗は続いているが、何がその理由になっているのか。複数国籍をめぐる対立に何らかの妥協点はあるのか。また、複数国籍問題とドイツの国民的自己理解との関係はどうなっているのか。これらの問題について検討し、考察する。

(5) 1999年の改定は、ドイツの国籍法の歴史上一つの大きな転換点となる改定であった。それは、白人でキリスト教を基盤としていた欧州大陸の真ん中に位置するドイツが、国外から移住する移民・難民(その多くは人種も宗教も異なる)を受け入れ、彼らを「ドイツ国民」として包摂・統合することを一つの「通常」の選択肢として用意する「移民国」へと変容していく長期的な過程の重要な一段階と捉えることができる。そこで、この改定を起点としつつ、ドイツの国籍制度の変容とともに、国籍によって法的に規定されている「ドイツ国民」の概念がどのように変化しているのか、「ドイツ国民」の概念にどのような解釈の方法があり、また複数の解釈がどのように対立し合っているのかなど、ドイツの国民的自己理解をめぐる「場」の状況について分析する。

## 3. 研究の方法

政府や議会が公開している情報・資料、ドイツの図書館や文書館に所蔵されている歴史的資料、ドイツの様々なメディアが出版物やオンラインで出している記事、ドイツ国内の研究所が公表している調査レポート、世界各国の研究者が刊行している論文や著作で明らかにされている情報やそこで論じられている研究者の知見を総合的に利用し、本研究のテーマに関し、問われるべ

き問題をいくつか提示する。その上で、これらの問題点について、本研究代表者がこれまで展開してきた社会的な分析概念を用いつつ、いくつかの仮説を提示する。

研究で利用する情報・資料は、ドイツの公立図書館や文書館、あるいはオンライン上で入手が可能である。2020年以後、コロナの影響でドイツに渡航することができなくなったが、ドイツの図書館・文書館に依頼することで、オンデマンドでいくつかの資料が入手できた。

#### 4. 研究成果

##### (1) 「リベラル化」と厳格化

2000年以後、国籍の外国人に対する「リベラル化」と厳格化が同時に進行した。

1999年改定の際、複数国籍に反対する保守派に譲歩して導入せざるを得なかったのが「国籍選択義務」であった。これは、新たに導入された出生地原理によってドイツ国籍を取得した外国人の子供が、22歳までにドイツ国籍か親の外国籍のどちらかを選択しなければならず、選択せずに放置したら自動的にドイツ国籍を喪失するという規定であった。これによって保守派は、「複数国籍の否認」という原則的立場を維持できたのである。しかしこの規定は、2014年に条件付きで廃止された。21歳までに8年以上ドイツに住んでいる、6年間ドイツの学校に通学している、ドイツの学校を卒業あるいは職業教育を修了しているということのどれかひとつを満たしている場合、国籍選択義務が免除されることになったのである。条件付きとはいえ、複数国籍が容認され、出生によってドイツ国籍を得た子供が、一生涯複数国籍を維持できるようになったのである。これは、ドイツ生まれの外国人の子供に対して「リベラル化」が進んだことを意味する。

その一方で、帰化に関する仕組みは厳格化した。2007年8月の国籍法改定では、「十分なドイツ語能力」(1999年の改定で導入された帰化の条件のひとつ)の証明として欧州言語共通参照枠B1レベルの証明、「ドイツにおける法的・社会的秩序および生活環境に関する知識」の有無を確かめるための帰化テストの合格、帰化証書が交付される際の「式典での意志表明」(帰化式典で「私はドイツ連邦共和国の基本法と諸法を尊重し、ドイツ連邦共和国の損害になること全てを差し控えることを厳かに宣言する」こと)が求められるようになる。さらに、2019年6月の改訂では、「ドイツの生活環境への順応、特に複数の配偶者と同時に婚姻関係にないこと」が帰化の条件に加えられた。また、テロリスト集団に加入歴のあるドイツ国籍保持者から国籍を剥奪することも可能となった(複数国籍の場合のみ)。これらは、2004年に移民法が制定されて以来、連邦政府によって積極的進められている「統合」政策を背景として、帰化希望者にドイツ社会への「統合」を強く求めるものになっている。ドイツ社会にきちんと「統合」しているかどうか、「統合への姿勢」を持っているかどうか、ドイツ国籍取得の条件として明確化され、それが帰化手続きをより厳格なものにしている。

##### (2) 継続する複数国籍への抵抗

複数国籍の全般的容認に対しては、依然として抵抗が根強い。

2014年の国籍選択義務の条件付き廃止(上記参照)によって、複数国籍容認の範囲は若干拡大した。しかし、連邦政府は依然として、複数国籍は「原則として」認めないという方針を取り続けた。特に保守派の中からは、複数国籍への反対論が根強く、世論調査でも以前として半数以上が複数国籍に否定的な意見を持っていた。2016年から2017年にかけて、ドイツ在住のトルコ人のなかに独裁化を強めるエルドアンに対する支持が広まっていることが明らかになると、保守派は、複数国籍保持者の「忠誠心のコンフリクト」を問題にするようになった。首相メルケルが所属するキリスト教民主同盟(CDU)の党大会では、2014年に条件付きで廃止された国籍選択義務を復活する提案が可決された。連邦政府はこの党決議に従うことはなかったが、複数国籍が「原則として」認められないという基本方針は再度確認されることになった。このように、複数国籍への抵抗は依然として続いていて、現在でもなお、この原則は変更されていない。

そのような中で、キリスト教民主同盟の側から提起された「世代限定モデル」が注目される。これは、移民の第二世代まで複数国籍を容認するが、第三世代になったら祖父母の国籍を放棄することを求める帰化政策の考え方である(つまり、複数国籍の原因となる血統原理に世代限定を設定するというもの)。これは、2013年に「移民統合基金専門評議会」という移民問題のシンクタンク(当時は中道左派系)によって考案された国籍モデルだったが、2017年にキリスト教民主同盟・社会同盟の共同選挙綱領の中に取り入れられて注目された。それには社会民主党の党首や緑の党の党首からも理解が示された。いわば、立場の違いを超えて合意可能なモデルである。ただし、これを実現するには国際条約が必要で、その締結は容易ではない。

2021年に成立した新政権は、当研究が終了した後の2023年5月に、複数国籍の全般的容認を含んだ国籍法改定案を閣議決定した。これが今後どのような経過を辿るのか。議会で可決成立するのかどうかはまだ不確定であるが、これから注目すべき問題である。

##### (3) 国籍とドイツの国民的自己理解

ドイツの国民的自己理解のパターン(型)を四つに分け、国籍法をめぐる意見・立場の対立を分析した。

アメリカの社会学者のロジャース・ブルーベイカーは、国籍と国民的自己理解の関係を比較分析した古典的著作『フランスとドイツの国籍とネーション』(1992年刊)のなかで、19世紀末の

段階で出生地原理を導入したフランスでは「シヴィックで領域的」な国民的自己理解が強く、1913年以來、純然たる血統原理を採用し続けたドイツでは「エスノ文化的」な国民的自己理解が支配的であったと論じた。ドイツはその後、1999年に出生地原理を導入し、国籍取得の方法においてフランス型に近いものになった。この変化を、ブルーベーカーの枠組みを用いて、「エスノ文化的」自己理解から「シヴィックで領域的」な自己理解への転換によって説明できるのか。

実際のところ、1990年代ですでに「シヴィックで領域的」な国民的自己理解への転換が進んでいて、1999年の改定時の論争は、決して「エスノ文化的」な保守派と「シヴィックで領域的」な改革派の対立ではなかった。対立は、同じく「シヴィックで領域的」でありながら、個人の選択の自由や多様性を容認することに価値を置く「リベラル」なものか、ドイツ国家共通の憲法的価値規範（「自由で民主的な基本秩序」）へのコミットメントに価値を置く「コミュニタリアン」なものかをめぐるものであった。党派で言えば、緑の党や社会民主党が前者であり、保守派のキリスト教民主同盟やキリスト教社会同盟、そしてリベラル右派の自由民主党が後者の立場である。ドイツ国民社会はどうあるべきかに関するこの自己理解の対立が、複数国籍を容認する（左派・リベラル派）か否認するか（保守派・中道リベラル派）の対立と連関している。現在に至るまで、複数国籍が国籍問題の最大の問題の一つであり続けていること背景には、この国民的自己理解をめぐる対立（それは、「移民国」としてのドイツの将来像をめぐる対立でもある）がある。

保守派の主流派はさらに、「自由で民主的な基本秩序」という憲法的価値だけでは不十分であるとみなしている。そこで必要となるのは、憲法には明記されていないドイツ社会の伝統や習慣を尊重し、それに適応すること（そういう表現は批判を招くので使われないものの、「同化すること」といってもよいだろう）である。保守派の政治家や知識人は、このドイツ社会の不文律の伝統や習慣を包括して「主導文化（Leitkultur）」と呼ぶ。ドイツ社会に「統合」し、「ドイツ国民」となるには、この「主導文化」への適応が必要であると考えられるわけである。「主導文化」概念は左派・リベラル派の人々から厳しく批判されているが、世論調査の結果を見ると、住民一般レベルでの支持はかなり広いことがわかる。例えば、イスラム女性がブルカやスカーフを被らないことは、この「主導文化」という言葉で語られるが、それを求めるドイツ人はそれなりの割合（ある調査によれば、住民の3割から4割程度）で存在している。本研究では、「主導文化」の重要性を主張する保守派主流の立場を、イギリスの社会学者エリック・カウフマンにならって「エスノ伝統主義」と呼んだ。これはドイツ固有の文化への同化を求めるが、決して外国人が「ドイツ人」になることを否定しているわけではない。外国人の国民への緩やかな（急激ではない）統合を前提としたものである。

それに対し、出自に由来する「血統共同体」としてのドイツ国民に執着する立場（これはヴァイマル共和政期に広まり、ナチス期の民族政策のイデオロギー的基盤の一つとなったもの）を、ここでは「エスノ血統主義」と呼んだ。これは、従来から「エスニック」という言葉で言い表されていたものである。現在、キリスト教民主同盟やキリスト教社会同盟という主要保守政党の主流派が「エスノ伝統主義」の立場をとっているとすると、「エスノ血統主義」をとるのは急進右派のドイツのための選択肢（AfD）と極右のドイツ国民民主党（NPD）である。AfDは、血統原理を復活させ、1999年以前の国籍法の状態に回帰させることを提案している。両者の違いは、外国人のドイツ国民への「統合」それ自体の可能性を認めるのか、認めないのかの対立である。現在のところ、「エスノ血統主義」的主張は、少なくとも公共的なレベルでは少数派となっている。

このように、現在の国籍法をめぐる対立の分布は、ドイツの国民的自己理解に関する四つの型と対応させて説明することが可能である。一つは「シヴィック」でありかつ「リベラル」な立場。この立場は、複数国籍の全面的容認を1990年代から一貫して主張している。もう一つは、「シヴィック」でありかつ「コミュニタリアン」な立場。これは、出生地原理には同意し、外国人の帰化を容易化することには積極的だが、複数国籍には反対する。キリスト教民主同盟のリベラルはと自由民主党がこの立場を代表している。三つ目が「エスノ伝統主義」で、キリスト教民主同盟の主流派とキリスト教社会同盟がこの立場を代表している。そして、四つ目がAfDやNPD、近年台頭している「新右翼」（「エスノ多元主義」を標榜し、「ドイツ民族」のエスノ文化的純粋性を守ろうとする立場）に代表される「エスノ血統主義」である。以上の四つの型は、国籍問題に関する立場の違いだけでなく、移民・難民政策への立場の違いとも連動している。

社会民主党・緑の党・自由民主党の連立政権が成立している現在のドイツでは、少なくとも連邦政治のレベルでその中心は「リベラル」の方向に傾いている。しかし、キリスト教民主・社会同盟の支持率は下がっていない。また、AfDの支持率は、現在（2023年6月初旬）20%近くになっている。単純に考えると、ドイツ国民の約2割が、依然として「エスノ血統主義」に共感する可能性の高い人々ということになる。この割合は少数派であるが、決して無視できるものではない。「エスノ血統主義」は、ドイツ社会のメインストリームからは後退しつつあるが、依然根強い支持は続いている。

そのほかに、国籍という制度それ自体に批判的ないし懐疑的な「ポストナショナル」な考え方もある。これは政党で言えば緑の党や左翼党の左派（それも職業政治家よりも一般黨員草の根レベル）あるいは移民・難民支援の市民団体などによって代表されるだろう。この立場では、たとえば難民の受け入れに関しても極めて寛容である（国籍の違いよりも「人権」を重視するため）。このような立場もまた少数派ではあるが、「国民的（ナショナル）」な枠を超えて「世界市民主義（コスモポリタン）」に向かうか、あるいは「国民的」なものを尊重し、守護するのかという対

立、グローバル化と共に出現した政治的・イデオロギー的対立において、その一方において体现するものとして、上の「エスノ血統主義」と並び、その存在感は増大しているように思われる。

このように、国籍をめぐるドイツ国内の論争・対立の布置状況は、ドイツ国民の今後のあり方をめぐる見方(あるいは「国民」という枠組みそれ自体をめぐる見方)の対立として読み解くことができるだろう。グローバル化が進む一方で、ドイツが「移民国」へと転換しつつあり、それに対して「ドイツ国民」の境界をどのように定義しなおし、どのように緩め、また管理していくのかという問題を先鋭化させた。一方で、ヴァイマル期・ナチス期に広がったような「民族至上主義(フェルキッシュ)」なものへと回帰しようとする新右翼・極右から、「国民(ネーション)」という実在それ自体を乗り越えようとする「コスモポリタン」な市民運動までその範囲は極めて広い。今後、ドイツの国民的自己理解がどちらの方向に向かうのか。それをこれからも、国籍問題を切り口にしながら注目していきたい。

#### (4)「脱エスニック化」と血統原理

国籍取得の方法としての血統原理と、国民的自己理解の型としての「血統主義」は区別すべきである。

過去20年間、ドイツが「移民国」へと変容していくなかで、国籍法における血統原理の比重は低くなり、また国民的自己理解は「エスニック」なものから「シヴィック」なものへと移行している。では今後、出生による国籍取得の方法として血統原理を廃止し、出生地原理だけによる国籍制度へと(さらには、居住だけで国籍が取得できるような国籍へと)転換されていくのだろうか。この問題について考えるため、本研究では血統原理の由来やその役割について歴史的な調査に基づいて検討してみた。

その結果、血統原理を「エスニック」な観念と単純に結びつけることが誤りであることがわかった。血統原理とは、親から(20世紀前半以前は父親から)子供へと国籍が継承させる方法のことだが、それは最初から「民族的」な純血性・同質性を前提にしていたわけでも、あるいはそれを守るために導入されていたわけでもなかった。血統原理は1804年のフランス民法典以来、西欧の近代国籍法の基本原理となっていたもので、国家と「国民」との属人的な結合を明確にするための法的技術であった。ドイツ圏では、19世紀初頭からドイツ諸邦で採用され、1842年のプロイセン臣民法で出生による国籍取得の主要方法として定着するが、その際に「ドイツ民族」の同質性や純血性といった観念は全く考慮に入れられていなかった。血統原理と「エスノ文化的」な国民的自己理解との関連性は、帝政末期の国籍法改定論議のなかで現れてきたものである。だが、血統原理と「エスニック」な観念との関連は、事実の上でも決して絶対的なものであったわけではなかった。例えばナチス期には、「エスニック」でかつ人種的な「ドイツ民族」概念を基礎に暴力的な国籍政策が展開されたわけだが、その結果、1913年の国籍法で確立されていたはずの血統原理が形骸化されてしまったのである(血統原理でドイツ国籍を取得したユダヤ人からドイツ国籍が剥奪された)。

そのような歴史的経緯を踏まえて血統原理について捉え直すと、ドイツの国民的自己理解が「脱エスニック化」されるようになったからといって、それを単純に血統原理の廃止へと結びつけるには問題がある。国籍取得の方法としての血統原理は、国民的(ナショナルな)自己理解の型としての「血統主義」とは区別すべきであろう。その上で、国籍制度にとっての血統原理にどのような意味や役割があるのかを考察すべきであろう。19世紀以来、血統原理が西欧諸国における近代的国籍法の基本原理として採用されてきた(今でも、世界中の国籍法において、子が親の国籍を継承するという方法は基本的である)のは、血統原理が国家とその国民との関係を相対的に安定したものにするという役割があったからだろうと推定される。ただ、上記(2)で触れた「世代限定」モデルが示すように、その世代間継承が無限に拡大する(その結果、「元祖ドイツ人との繋がり」のようなエスニックな観念にも発展する)となると、国内的にも国際的にも問題を発生させる。そのような観点から、あらためて国籍と血統原理との関係について考えることを、今後の課題としたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1. 著者名<br>佐藤成基  | 4. 巻<br>68/3         |
| 2. 論文標題<br>ドイツ最初の国籍法の成立過程（1） ドイツの国籍法と「エスニック」なネーション概念との関係を再考する | 5. 発行年<br>2021年      |
| 3. 雑誌名<br>社会志林  | 6. 最初と最後の頁<br>94-142 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                 | 査読の有無<br>無           |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                         | 国際共著<br>-            |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>佐藤成基  | 4. 巻<br>68/4        |
| 2. 論文標題<br>ドイツ最初の国籍法の成立過程（2） ドイツの国籍法と「エスニック」なネーション概念との関係を再考する | 5. 発行年<br>2022年     |
| 3. 雑誌名<br>社会志林  | 6. 最初と最後の頁<br>19-69 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                 | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                         | 国際共著<br>-           |

|  |                    |
|--|--------------------|
| 1. 著者名<br>柳赫秀, 佐々木てる, 遠藤正敬, 殷勇基, 佐藤成基  | 4. 巻<br>3          |
| 2. 論文標題<br>出生地主義の拡大と複数国籍の承認について        | 5. 発行年<br>2020年    |
| 3. 雑誌名<br>エトランデュテ                      | 6. 最初と最後の頁<br>5-54 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>無         |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-          |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>佐藤成基                                      | 4. 巻<br>66巻4号       |
| 2. 論文標題<br>重国籍に抵抗するドイツ - 「国民の自己理解」との関連から見た文化社会学的考察- | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>社会志林                                      | 6. 最初と最後の頁<br>29-74 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                       | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難              | 国際共著<br>-           |

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1. 著者名<br>佐藤成基                                | 4. 巻<br>65巻2号        |
| 2. 論文標題<br>グローバル化のなかの右翼ポピュリズム - ドイツAfDの事例を中心に | 5. 発行年<br>2018年      |
| 3. 雑誌名<br>『社会志林』                              | 6. 最初と最後の頁<br>95-115 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし                | 査読の有無<br>無           |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている(また、その予定である)         | 国際共著<br>-            |

〔学会発表〕 計5件(うち招待講演 2件/うち国際学会 0件)

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>佐藤成基                                      |
| 2. 発表標題<br>ドイツ最初の国籍法の成立過程 「エスニック・ネーション」化する以前のドイツの国籍法 |
| 3. 学会等名<br>移民政策学会                                    |
| 4. 発表年<br>2021年                                      |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>佐藤成基                                   |
| 2. 発表標題<br>ドイツ国籍法と「エスニック」なネーション概念 血統原理と民族帰属概念を中心に |
| 3. 学会等名<br>自由人権協会 外国人の人権小委員会                      |
| 4. 発表年<br>2022年                                   |

|                                      |
|--------------------------------------|
| 1. 発表者名<br>佐藤成基                      |
| 2. 発表標題<br>ドイツにおける重国籍 - 「現実」と「原則」の乖離 |
| 3. 学会等名<br>複数国籍学習会(招待講演)             |
| 4. 発表年<br>2021年                      |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>佐藤成基                             |
| 2. 発表標題<br>重国籍制度の国際比較(3) - ドイツにおける重国籍容認への抵抗 |
| 3. 学会等名<br>日本社会学会大会                         |
| 4. 発表年<br>2018年                             |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>佐藤成基   |
| 2. 発表標題<br>「ドイツ人」とは誰なのか - 「国民」の基準をめぐる争い -                         |
| 3. 学会等名<br>静岡県立大学大学院国際関係学研究科附属グローバル・スタディーズ研究センター主催の公開シンポジウム(招待講演) |
| 4. 発表年<br>2018年   |

〔図書〕 計3件

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>蘭信三ほか       | 4. 発行年<br>2021年 |
| 2. 出版社<br>岩波書店        | 5. 総ページ数<br>236 |
| 3. 書名<br>「戦争と社会」という問い |                 |

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>高谷幸                | 4. 発行年<br>2019年 |
| 2. 出版社<br>人文書院               | 5. 総ページ数<br>250 |
| 3. 書名<br>移民政策とは何か 日本の現実から考える |                 |



|                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>樽本英樹                      | 4. 発行年<br>2018年 |
| 2. 出版社<br>ミネルヴァ書房                   | 5. 総ページ数<br>322 |
| 3. 書名<br>排外主義の国際比較 先進諸国における外国人移民の実態 |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|